

○「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 幼稚園の設置認可</p> <p>1-7 (略)</p> <p>8 施設及び設備等</p> <p>(1)-(3) (略)</p> <p><u>(4) 園舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</u></p> <p><u>(5) 幼稚園施設と他の施設とを複合化する場合にあっては、併設する他の施設の用途は、教育長が別に定める基準を全て充足すること。</u></p> <p>9-12 (略)</p>	<p>第1 幼稚園の設置認可</p> <p>1-7 (略)</p> <p>8 施設及び設備等</p> <p>(1)-(3) (略)</p> <p>9-12 (略)</p>
<p>第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施設及び設備等</p> <p>(1)-(3) (略)</p> <p><u>(4) 園舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</u></p> <p><u>(5) 幼稚園施設と他の施設とを複合化する場合は、第1の8(5)の規定を準用する。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施設及び設備等</p> <p>(1)-(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

改正後	現行
<p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>1 この基準は、令和元年8月23日から施行する。</u></p> <p><u>2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準施行前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この基準施行前に他の施設との複合化により幼稚園を設置している場合であって、引き続き併設する施設の用途を変更せず、当該施設の建替え等を行う場合の基準については、別途定める。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>以下 (略)</p>